

〒060-0808

札幌市北区北8条西6丁目2-23-806

TEL 011-594-8454

FAX 011-594-8455

URL <http://tomari816.com>E-mail info@tomari816.com

郵便振替口座 02790-1-100850

原発のない安全な北海道に



第16回 法廷だより

2016年2月16日、第16回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

今回も被告からの反論はないため、原告側の意見陳述から始まりました。

雪がちらつく中
傍聴席は満員

2016年2月16日午後3時30分より札幌地裁で、第16回口頭弁論期日が開かれました。雪がちらつく寒い日でしたが、傍聴席は満席となりました。



今回の期日では、被告からの反論はまだ出ておらず、そのため原告も被告も新たな主張は提出しなかったこととなります。そのため、今回の期日は原告の一人、神沼公三郎さんの意見陳述から始まりました。

原告意見陳述

神沼さんはかつて幌延町に住んでいた30年以上前に、幌延に放射性廃棄物施設の設置が計画されているとの報道に接してから、原子力発電の問題に関心を持ち続けてきたということを述べました。その上で、北海道電力の泊原発の用地取得の経緯や、北海道電力がプルサーマル計画に関するシンポジウムで「やらせ」を行ったことを挙げ、北海道

電力を含む原子力発電関連組織が社会秩序に反する性格を持つていること、泊原発について廃炉にすべきことを訴えました。（意見陳述の内容は2ページ。）

今後の予定ほか

被告からの原告書面への反論について、今回被告は、津波・地震等の自然的立地条件についての主張と合わせて、次回までに提出するとの予定を述べました。規制委員会の進行状況にかんがみれば、次の被告の主張は相当に充実したものとなるのではないかと思われます。

原告弁護団からは、次

回の被告の主張を踏まえて、次々回に再反論することになるだろうとの見通しを述べました。また、反論や主張の補充は、先行して裁判所が判断を示した川内や高浜の同種事件の判決が、どのような事実を法律上意味のある事実ととらえているかを整理しつつ行いたいということも述べました。さらに、原告として

も先行して主張できること（例えば避難計画に関する主張など）は先行して主張したいと述べました。

次回期日は、平成28年5月17日（火）午後3時30分からです。（なお、次々回は8月9日（火）午後3時30分と予定されています。）

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましよう。

（文責・竹信航介）



第16回口頭弁論意見陳述

原告 神 沼 公三郎
か ぬま きんざぶろう

1 原発関連問題との出会い



私はかつて勤務の関係から、稚内にはほど近い幌延町に住んでいたことがあり

ます。そのとき、1984年4月21日でしたが、北海道新聞に衝撃的な記事が掲載されました。「幌延に高レベル廃棄物施設」「動燃が計画…」という見出しで始まる一面トップ記事です。幌延問題はその数年前からの前史がありますが、この新聞報道を境に動燃(動力炉・核燃料開発事業団)の問題へとかわり、その後、実施運営主体の変遷を経て、今日も執拗に続く幌延問題へとつながっています。

このとき以降私は核廃棄物問題さらに原発問題を自分なりに勉強して、核のエネルギー利用は直ちにやめるべきという立場に立っています。

なお、私が実感した動燃の組織的特徴は非常に狡猾であり、平然として地方自治を踏みこむ横暴さを持っている、などです。この基本性格は他の原発や原発関連の諸組織にそのまま当

てはまると感じています。

2 北電の泊原発用地取得問題

上記新聞報道の興奮冷めやらぬ同じ1984年の5月13日、

やはり道新の一面トップで、「泊原発」用地買収に疑惑」「東京の業者8億円で購入」「北電に1・8億円で転売」「農地など八ヘクタール 差額だれが負担」という大きな見出しと記事が報道されました。翌5月14日の道新はこれまた一面トップで、「泊原発の用地買収疑惑」「大成建設が関与か」「仲介工作 差額肩代わりも？」と伝えています。この疑惑についてはその後、参議院議員の小笠原貞子氏(共産党)が同年6月25日に同院決算委員会、同年8月1日に同院エネルギー対策特別委員会で、証拠を示して具体的な内容の質問をしました。道議会では大橋晃氏(共産党)が、同年7月23日の第2回定例会で横路孝弘知事に質問しています。

この問題には多くの人や組織が介在して、実態はなかなか複雑ですが、新聞報道と議会質問を総合すると概略は次のとおりです。つまり、北電は泊原発用

地(全体で128ha、うち買収対象は107ha)の取得に苦労していた、そのうちの一つ「堀株(ほりかつぶ)農園」の所有地8haの取得が特に難題だった、経営が行き詰まっていた堀株農園は北電に16億円の超高値を示したのち約8億円で売ることになった、しかし北電は堀株農園から1・8億円で購入したと国土利用計画法に基づいて北海道に届け出た、では差額の6・2億円は誰が堀株農園に支払ったのか、それは大成建設である、ここに北電は国土利用計画法に違反したことになる、堀株農園への差額を補填した大成建設には北電から原発の施設建設に関する大きな事業が発注されている、という構図になります。

3 北電の「やらせ」

私が今日、上記日付などの新聞報道と議会議事録を読んで実態を判断するところ、堀株農園の土地購入に関する北電の行為は歴史に残る汚点です。

東電の福島第一原発が究極の重大な社会問題になりました。北電の場合、泊原発3号機のプルサーマル計画に関する2008年のシンポジウムで「やらせ」を行ったというもので、北電は

この事実を認めました。

2011年当時、私は北大教職員組合委員長でした。そのとき北電会長であり道経連会長だった近藤龍夫氏が北大経営協議会委員でした。経営協議会とは国立大学法人法に基づいて設置され、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議します。

その議長は学長です。委員は学長が指名する学内者と学長が任命する学外者(委員総数の2分の1以上)からなります。北大の場合、委員総数は20人前後です。

私は、反社会的行為の「やらせ」を行った北電の責任者である近藤氏が北大の経営協議会委員であるのは、これまた反社会的であると判断しました。そこで佐伯浩北大学長に北大職組の名前で2011年の夏から秋にかけて3回、近藤氏を経営協議会委員から解任すべしと文書で申し入れました。また、それは別に2回、経営協議会委員全員と学内の各役職者らにあてて、近藤氏の解任を佐伯学長に働きかけるよう、やはり北大職組名の申し入れ文書を送付しました。後者の2回の文書は近藤氏自身にも届いたはずですが、佐伯学長は近藤氏を解任せず、他方、近藤氏は辞任しませんでした。それどころか佐伯学長は、同年9月、私を含む北大職組の代表数人が学長室で会見したとき、経営協議会委員は実

質的に自分が選んだのではないから近藤氏を解任できないと無責任な態度を示しました。この一連の経過には、「やらせ」問題の重大さを全く理解しない佐伯学長の能天気ぶり、世論を無視する近藤氏のごう慢な姿勢が良くあらわれています。

4 終わりに

上の「2」、「3」に述べた事態からは、北電が泊原発に関して社会秩序に反する行為を働いた、しかし北電はその事実を何とも思わない反民主主義の性格を濃厚に持っている、ということがわかります。このような北電の態度は、かつて私が抱いた原発とその関連組織の基本的特徴そのものです。もしも北電が、上記二つの歴史的汚点を「道民はすでに忘れてい」と考えているのであれば、それは大間違いです。私のように、いつまで経っても忘れない人間がいます。かくなるうえは、泊原発の再稼働を行わないのはもちろんのこと、この裁判で提起しているように、泊原発そのものを即刻廃炉にする以外に北電が道民の信頼を回復する道はありません。

裁判官におかれては、少なくとも私が述べた北電の歴史的汚点二つを十分に踏まえて、泊原発を廃炉に導く結論を出していただきたいと要請します。

口頭弁論報告会



した。裁判について解説した菅澤弁護士は、被告である北電側が「ポリウレームのある」反論を次回5月の口頭弁論までに出してくるのではないかと、この見方を示しました。続いて、今回の意見陳述者・神沼公三郎さんが新聞報道を提示しながら原発用地買収疑惑について補足説明しました。

インフルエンザ流行と重なる時期でしたが、小樽や栗山からの参加を含め大通り公園には42人が集まり、最終的に72人の傍聴希望で抽選となりました。

報告集会は、法廷が短時間で終了したため予定より早く始まり、参加者は59人。弁護団からは、団長の市川、事務局長の菅澤、そして難波、竹信の弁護士4人が出席しました。法廷でのこれからの闘い方と法廷外での活動の進め方についての質疑と解説をはじめ、参加者とのやり取りが90分にわたって行われました。

まず、常田益代廃炉の会共同代表は、北海道電力が再稼働に向け動きを急加速させている状況に触れ「私たちの作戦をみなさんと考えたい」と呼びかけま

会場からは、再稼働をめぐる情報提供として第2次原告で「サヨナラ原発けいじばん」管理者の井上あつこさんが発言しました。「泊原発再稼働への地鳴りが聞こえる」と切り出した井上さん。昨年12月25日に泊原発の基準地震動が「おおむね了承」されたことについて「『ほぼ・おおむね』了承は、基準地震動確定です。この確定から川内原発は6か月後、高浜は9か月後、伊方は7か月後に、事実上の合格証である原子炉設置変更許可が出て、その許可が出されるとほぼ同時に地元同意が出されました」とし、「動くなら今です」と切迫した状況への理解を促しました。さらに、高橋はるみ道知事も参加して2月5日に実施された原子力防災訓練(主催：道、泊村、共和町)に自身

が参加した様子を丁寧に報告し、現実的でない訓練の実態をあらためて浮き彫りにしました。なお、報告会前に開かれたDVD鑑賞会には5人が参加し、武藤類子さんの講演記録映像「日本語を取り戻す！〜札幌から福島は見えませんか〜」を観ました。(事務局・志堅原郁子)

報告会アンケートから (原文のまま)

- ・(弁護団からの) 分かりやすい説明で参加したかいがありません。希望を持って取り組んでいきたい。
- ・次回、相手が出す反論が「一つの山」という今後の流れが分かり良かった。
- ・とても勉強になりました。裁判よりも報告会の方が、お話を詳しく聴くことができて助かりました。
- ・初めて参加しましたが、みなさん沢山勉強されていて、私も「もっと知りたーい」と思いました。
- ・(泊原発周辺地域での) 防災訓練の実施日が早めに分かれれば、その日に合わせて泊に行きたい。



原発避難計画の検証

事務局長次長 林 心平

一、八〇〇円

絶対に溺れない方法という小断がある。いろいろなタイプのものがあるが、要するに、すねより深いところに入るな、というような才手である。

では、原発事故に遭わない方法もあるだろうか。

原発をなくせばいいのだ。だから本当は、「再び、原発事故が起こったかどうか」という問題など考えたくない。原発の廃炉をめざしたい。

けれど、私たちは、これからも生きていく。子どもたちも生きていく。だから、実際の問題として、緊急事態についても考えなければならぬ。

それでは、原発事故が起こったときに、放射線による住民の被ばくを避ける方法とはなんだろうか。簡潔に言えば、「逃げる」ということに尽きる。原発から放射性物質が放出される前に逃げることであればいい。もし間に合わないければ、とにかく、被ばくを最小限にする対策を考えるべきである。はたして実際に、そんなことができるのだろうか。

泊原発のことを考えてみる。私

は札幌在住であるが、かつて、仁木町民だったこともある。直感的には、数時間以内に避難するのは無理だと思う。ましてや、冬のあいだ、後志の豪雪地帯にいたとしたら、不可能だろう。

けれど、それは、推測でしかない。推測では、原発を推進することはできない。避難計画は、感覚や感情の問題ではない。本書によって示されたように、「交通工学」の問題なのである。

著者の結論は「かりに避難道路の整備など追加的な対策を実施したとしても、住民の被ばくを避ける現実的な時間の範囲内で避難することは、全国の原発サイトについて不可能であるという結果が得られた」である。これは意見ではない。交通工学という道具を使って、科学的に検討した結果である。つまり、私たちは逃げられないのである。

本書を読むと、絶望感にさいなまれる。だが、この現実から始めるしかないのだ。原発廃炉への道は険しいけれど、生きていくためには、他の道などないことを、きわめて冷静に教えてくれる力作である。

絶望することを覚悟した上で、まずは、お読みいただきたい。

上岡直見 著

原子力規制委員会ウオッチング — 第一回 泊原発勉強会より —

共同代表 小野 有 五

フクシマ原発事故によって、原発の安全審査は、これまで原発を推進してきた経産省の手から離れ、新設された原子力規制庁のもと、原子力規制委員会が行なうことになりました。新しい規制基準を原発がクリアしているかどうかを審査するのが「適合性審査会」です。泊原発については2013年7月からこの審査会が始まり、2015年12月まで64回に及んでいます。このうち半分は原子炉のプラントの構造に関する審査会であり、あと半分が地質・地震・津波・火山などに対して原発が安全かどうかを審査する会合になっています。適合性審査会は公開され、またネットでも、北電が提出したすべての資料と、その説明や質疑に関する議事録だけでなく会議の様子もYouTubeで見ることがができます。(注1)

これらをすべてチェックするのは大変な作業ですが、二

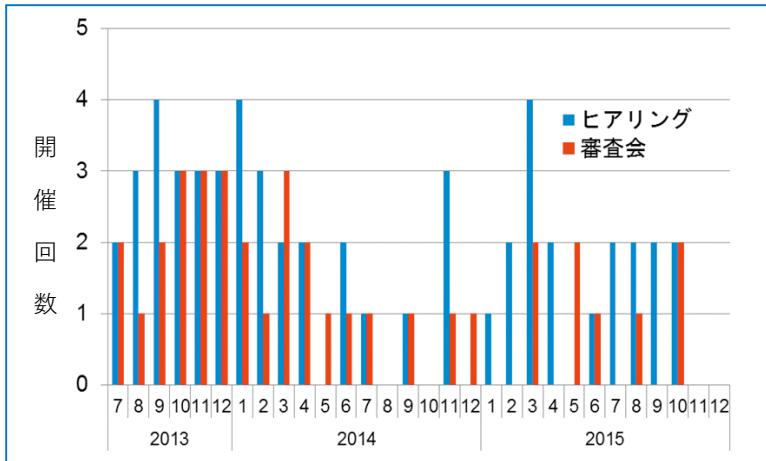


図1 泊原発1・2号機に関する適合審査会とヒアリングの開催状況

まで来ていただき、第一回泊原発勉強会をクリスマスチャンネルターで開催しました。図1は、齊藤さんがつくられた地質・地震・津波・火山関係の審査会の記録です。2013年7月〜2014年7月はほとんど毎月のように審査会とヒアリングが開かれています。8月には現地討議が行われました。しかし、その後には会合の頻度が少なくなり、ヒアリングは開かれても、審査会は開かれないことも多いことがわかります。これが地震学者、島崎邦彦が、適合審査会の委員長を辞任された時期と一致するのは深い意味がありそうです。

ヒアリングというのは、規制委員会の委員と電力会社側が、審査会で問題になったことなどをさらに掘り下げて議論する場のようなのですが、これがなんと非公開なのです。すべてが公開されている審査会では話せないようなことがここで話しあわれ、両者が、

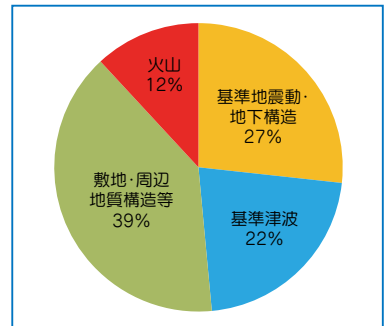


図2 検討されている内容の分類

このへんでまとめましょう、摺合せをしているのではないかと、そんな疑惑がもたれる秘密会です。

主な議論の対象を齊藤さんが整理されたのが図2です。やはり地質や地震動、津波が大きな課題になっていることがわかります。しかし比較すると火山についてはあまり検討されておらず、これも問題といえるでしょう。勉強会の当日は、この作業をひとりで行ってきた私も、これまでの審査会のうちでとくに今後の裁判で重要となる可能性が高い会合について、どんなやりとりがあったかを簡単にまとめてお話ししました。



注1 → 原子力規制委員会のウェブサイト <https://www.nsr.go.jp/> を開き、「利用の多いページ」という欄にある「適合性審査について」をクリック。「新基準適合性に係る審査（原子力発電所）」をクリックすると全国の原発の一覧が出てきます。泊原発は最初ですので、その1・2号炉か3号炉の「関連審査会合」をクリックすると、すべての会合が最近のものから順に出てきますので、見たい年月日の会議資料や会議映像、議事録をクリックすればいいわけです。1回の審査会合では、泊だけでなく、いくつもの原発の検討が行われていますので、議事次第を見て、泊が何番目に扱われたかを確認し、会議映像や議事録を見るときは、見当をつけて、泊のことが議論されているところだけを見ないと、時間ばかりとられてしまいます。また泊のところでも、北電からの説明が90%以上続きますので、時間がなくなるときは、委員と北電とのやりとりの部分を見るだけでもいいかと思えます。

しました。今後、希望があれば、原告の方を対象とした勉強会も開いていきたいと思っております。

特別
特報

特定放射性廃棄物の最終処分について ― 関連省庁との会合 ―

特定放射性廃棄物担当世話人 マシオン 恵美香

昨年12月22日に参議院議員会館にて、泊原発の廃炉をめざす会、核ゴミ問題研究会ほか北海道と青森県の市民グループが核廃棄物や核燃料再処理事業に関連する省庁と機関に呼びかけ、会合を持ちました。会合の3週間前には福島みずほ議員事務所を通じ、6つのカテゴリーで30ほどの質問を提出、ご案内をしてありました。

会合には4つの省庁と関係機関（文部科学省、総務省、



核ゴミ問題研究会の様子

国土交通省、日本原子力研究開発機構）から16名もが参加しました。しかし、北海道にとつて悩ましい幌延深地層処分研究施設存続問題や最終処分地選定に関連する経済産業省、原子力発電環境整備機構（NUMO）、厚生労働省、内閣府（原子力委員会）、環境省、日本原燃株式会社、日本原子力発電株式会社は、都合が合わない、質問が該当しない、ほかの省庁の管轄である、連絡ミスがあったなどとして不参加でした。うち、欠席した経済産業省資源エネルギー庁からは、会合当日の朝になって、文書による回答をFAXで受け取りました。（<http://becquerelfree.hatenadiary.jp/entry/2015/12/29/083147>）

この会合は、昨年7月29日、8月20日に2度に渡って開催した会合での話題を継いで開催を再企画したものです。北海道選挙区から選出された畠山和也議員も呼びかけに心えて参加され、幌延、根

釧、六ヶ所村再処理施設に反対する市民団体などからは現地の現状報告がありました。質問は、「最終処分の選定プロセス」や「幌延深地層研究施設問題」のほかに、「核燃料再処理事業の新しい拠出金制度」や、「室蘭沖に停泊中の開業丸と金属廃棄物の再利用に係るクリアランスレベル」、募集されていたパブコメ「新たな環境下における使用済核燃料の再処理等について」、「ガラス固化体に関する技術的安全性と品質」、「使用済核燃料の移送に係る労働者被曝の規制基準」についてなど、近く政府が結論を出すと思われる問題に迫りました。

後日、不参加だった省庁、関係機関へは再質問をお届けし、追質問をした省庁（国交省、原子力規制庁）などからは、すでに回答がありました。平成27年度中にもう一度、主要な省庁が参加する会合を開催し、回答がなかった質問へと、追質問の回答をいただく予定です。

動
活
介
紹

講演会

原発から自然エネルギーの活用へ

十勝連絡会代表 中 村 廣 治



北海道自然エネルギー研究会
事務局長 日下 哉 さん

十勝連絡会は、昨年11月14日に総会を開きました。総会に先立ち、北海道自然エネルギー研究会事務局長の日下哉（元東京農業大学教授）さんの「原発から自然エネルギーの活用へ―北海道そして十勝の自然・環境と暮らしを考える―」を演題とする講演会を開きました。4月からの電力小売り完全自由化をテコに自然エネルギーの普及に結びつけられないか、原発ゼロを目指して自然エネルギーについて考えようという講演会です。地質が専門の日下さんですが、「オランダの風車はなぜ250年も動き続けているのか」、「デンマークの洋上風車はなぜ美しいか」（美観に配慮）から始まって、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電、小水力発電など多岐にわたる話題を取り上げてくれました。日下さんが檜山北高校教諭時に生徒と一緒に風

の地図づくりを行ったこと。「自然エネルギーとは、太陽エネルギーと地球の運動によって、周期的に生み出される安全でクリーンなエネルギー」で、自然エネルギーには地域性、季節性があること。水流の力は、風力の800倍、今すぐできる小水力発電。コープさっぽろの市民出資によるメガソーラー設置の取り組みや北海道にふさわしい風力の研究（ツインロータ風車）などを紹介しました。「原子力発電は地球温暖化防止に寄与できるか」では、2009年の研究会会誌に粥川尚之（北大名誉教授）さんが書いた「原子力立国への危惧」を紹介し、原発の問題点を説明しました。今地域の実践と研究者・技術者との共同が求められているとして、研究会が発行した事典や普及書・実践書などを紹介しながら、最後に、「自然エネルギー運動とは、食とエネルギーを自らの手に取り戻す運動」とまとめられました。参加者は58名で、すばらしい講演会になりました。

なお、十勝連絡会は、3月12日（土）午後1時40分から、帯広道新ホールにおいて、西尾正道（北海道がんセンター名誉院長）さんの講演会を行います。演題は、「福島の現状と今後 長寿命放射性元素体内取込み症候群について」です。多くの方の参加を呼びかけます。

決定要旨

1 事案の概要

本件は、債務者（関西電力株式会社）の設置する高浜発電所3号機及び4号機（以下「本件原発」という。）から250km圏内に居住する債権者らが、債務者に対し、人格権に基づく妨害予防請求として、本件原発の運転差止めを命じる仮処分申立てをし、当裁判所が平成27年4月14日に上記申立てを認容する原決定をしたのに対し、債務者が保全異議の申立てをし、原決定の取消しを求めている事案であり、本決定は、債務者の上記異議申立てを認め、原決定を取り消し、債権者らの申立てをいずれも却下するものである。

2 司法審査の在り方

原子炉施設の安全性の判断には、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的・専門技術的知見に基づく総合判断が求められるところ、いわゆる新規制基準の趣旨は、専門性・独立性が確保された原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）において十分な審査を行わせることで、原子力利用における安全の確保を徹底することにあるものと解されるから、裁判所は、新規制基準の内容及び規制委員会の基準適合性判断に不合理な点があるか否かという観点から、原子炉施設の安全性を審理・判断するのが相当であるが、原子炉施設に関する知見等は専ら債務者側が保持していることなどを考慮すると、債務者において、新規制基準の内容及び規制委員会の基準適合性判断に不合理な点がないことの主張疎明を尽くさない場合には、周辺住民の人格権が侵害される具体的危険があることが事実上推認されるというべきである。

そして、原子炉施設に絶対的安全性を想定することはできないが、福島原発事故等の被害の甚大さや深刻さを踏まえれば、裁判所は、福島原発事故の経験等も踏まえた現在の科学技術水準に照らし、原子炉施設の危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されているか否かという観点から、あくまでも厳格に審理・判断すべきである。

3 基準地震動の合理性について

新規制基準では、基準地震動（施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切に地震動）の策定に当たり、複数の手法を併用し、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、不確かさを適切に考慮して評価をすることが求められるとともに、これを規制委員会において専門的・技術的知見に基づき中立公正な立場で個別的かつ具体的に審査する枠組みが採用されているところであり、その内容は合理的である。

また、債務者は、詳細な地盤構造等の調査を行った上で、信頼性の高い計算手法を用い、かつ、断層の長さや深さを始めとする各種パラメータ等を保守的に設定することで、国際水準に照らしても保守的な評価を行っているから、債務者が新規制基準下で策定した本件原発の基準地震動（以下「本件基準地震動」という。）が新規制基準に適合するとした規制委員会の判断に不合理な点はない。なお、債務者の用いた計算手法自体は平均的な地震動を求めるものであるが、債務者は計算の前提となる各種パラメータを十分に保守的な設定としていること、本件原発敷地には硬質な岩盤が均質に広がっており地震動の増幅要因は認められていないことなどを考慮すれば、上記計算手法を用いた債務者の評価を不合理というところではない。

4 耐震安全性の相当性

新規制基準では、原子炉施設の安全性確保に重要な役割を果たす施設等（以下「耐震重要施設」という。）と安全性確保に不可欠とはいえない施設等（主給水ポンプや外部電源等）の耐震重要度が区別されているが、前者の耐震重要度をSクラスとすることで高度の耐震安全性を確保し、もって原子力発電所全体の安全性の確保を図っている。この新規制基準の基本的な考え及び内容には十分な合理性がある。

また、債務者は、耐震重要施設の本件基準地震動に対する安全性を保守的に評価するとともに、全交流電源喪失のような厳しい事象を想定した安全対策や、福島原発事故を踏まえて本件基準地震動に対応する耐震補強工事等を実施するなどしており、本件原発の耐震安全性は本件基準地震動に対して相応の余裕を有しているといえるから、これを新規制基準に適合するとした規制委員会の判断に不合理な点はない。

5 使用済燃料の危険性

新規制基準では、使用済燃料を冷却する施設の耐震重要度分類がBクラスとされているが、代替的注水・冷却手段に高度の耐震安全性を要求することで使用済燃料の安全性を確保している。このような新規制基準の規制内容には十分な合理性がある。

また、債務者は、使用済燃料を冷却する施設を含め、使用済燃料ピット（貯蔵プール）の安全性を確保する施設等の本件基準地震動に対する耐震安全性を確保するとともに、多様な代替的注水・冷却手段を整

備しているから、使用済燃料ピットの安全性が新規制基準に適合するとした規制委員会の判断に不合理な点はない。

なお、債権者らは、竜巻及びテロ等の危険に対し、原子炉格納容器のような堅固な施設によって使用済燃料ピットの防御を固めるべきと主張するが、債務者は、我が国に発生した過去最大の竜巻を想定し、余裕を持たせた安全性評価を行うとともに、竜巻による飛来物への対策等も講じていること、テロ等による大規模損壊については、放射性物質の放出低減を最優先に考えた対策及び手順の整備等を行っていること、本件原発が具体的にテロ等の標的になっていることもうかがわれないこと等に照らせば、竜巻及びテロ等の危険性を考慮しても、規制委員会の判断の合理性は左右されない。

6 地震以外の外部事象の危険性

債権者らは、地震以外の外部事象として、津波、深層崩壊及び土砂災害の危険性を主張する。

しかし、津波については、最新の科学的・技術的知見に裏付けられた基準津波（供用中の施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波）の策定と耐津波安全性の確保を求めた上で、これを規制委員会が専門的・技術的知見に基づき中立公正な立場で個別的かつ具体的に審査するという新規制基準の内容に不合理な点はない。また、債務者は、文献や堆積物調査によって過去の津波を調査した上で、保守的な計算によって基準津波を策定し、その高さを上回る防潮ゲートや防潮堤の設置等の浸水対策を実施しているから、本件原発の基準津波及び耐津波設計方針が新規制基準に適合するとした規制委員会の判断に不合理な点はない。

その他の外部事象（深層崩壊及び土砂災害）についても、新規制基準の規制内容に不合理な点は認められず、また、本件原発の敷地周辺の立地条件や自然環境、重大事故対策に必要な設備の配備状況等に照らせば、土砂災害の危険に関する債務者の対策を新規制基準に適合するとした規制委員会の判断に不合理な点はない。なお、深層崩壊の具体的危険性を示す的確な疎明資料はない。

7 安全性確保に関するその他の問題

債権者らは、安全性確保に関するその他の問題として、施設の老朽化、格納容器再循環サンプスクリーン（ろ過装置）の閉塞、計装設備の不備、免震重要棟の不存在による危険性を主張するが、債務者の実施する高経年化対策等の内容や耐震構造を有する緊急時対策等の存在等に照らせば、債権者らが主張する危険性を考慮しても、本件原発の安全性に関する規制委員会の判断の合理性は左右されない。

8 その他の主張等

以上によれば、核燃料の損傷・溶融に結び付く危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されているか否かという観点からみても、債務者において、新規制基準の内容及び規制委員会の基準適合性判断に不合理な点がないことについて主張疎明を尽くしたと認められ、本件原発の安全性に欠ける点があるとはいえない。したがって、その余の債権者らの主張（核燃料の損傷・溶融が生じた後の対応等）を判断するまでもなく、債権者らの人格権が侵害される具体的危険があると推認することはできない。

なお、新規制基準に合理性が認められるのは、原子力事業者に対し、常に最新の多方面かつ高度な科学的・技術的知見に基づく安全性の確保を求めるとともに、規制委員会において、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して安全性を審査するという法の趣旨に則った枠組みが機能することが前提である。法の趣旨にもとるような運用がされれば、新規制基準の合理性はその基礎を失うのであるから、債務者及び規制委員会においては、福島原発事故に対する深い反省と絶対的安全性は存在しない（いわゆる「安全神話」に陥らない）という真摯な姿勢の下、常に最新の科学的・技術的知見を反映し、高いレベルの安全性を目指す努力が継続されることが望まれる。また、本件原発において絶対的安全性が想定できない以上、過酷事故が起こる可能性が全く否定されるものではないのであり、万が一過酷事故が発生した場合に備え、避難計画等を含めた重層的な対策を講じておくことが極めて重要であることは論を待たない。

したがって、債務者、国及び関係自治体は、より実効性のある対策を講じるように努力を継続することが求められることは当然である。

9 結論

以上のとおり、債権者らの人格権が侵害される具体的危険があると推認することはできず、債権者らによる主張疎明その他本件に現れた一切の事情を考慮しても、債権者らの人格権が侵害される具体的危険を認めるには足りないから、債権者らの申立ては、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

以上

福岡
集会

玄海原発原告1万人集会に参加して

弁護団長 市川守弘

2月6日、福岡で開催された玄海原発原告1万人記念集会に参加してきました。玄海原発に限らず川内など九州各地で闘っている原告らからの挨拶などを受けて、城南信用金庫相談役（前理事長）の吉原毅さんの講演がありました。吉原さんは信用金庫の基本理念である協同組合の精神（みんなが平等に一緒に行動する）が今こそ重要である、という話から始められましたが、経済問題をわかりやすく話され、原発がなければ経済は良くなる、という興味深い話を展開しました。つまり、原発がなければ石炭石油を輸入する。一見赤字のようだが輸出国は豊かになって日本製品を買う。実際に原発が止まっ

てから日本経済は良くなっている、ということでした。またコストは廃炉までを考えれば原発が一番かかることは誰でも知っている。これをバックエンドコストというが、これを表に出さないのは粉飾決算と同じである、ということでした。つまり経済的観点からすれば原発は全く不要で、だからGEは東芝に原発技術を売って自然エネルギーに転換した、とのことでした。

吉原さんの話は、一見アジ演説風でしたが、福島事故の前までは原発推進論者であったが、原発推進論の嘘が分かった今は、みんなが幸せになる社会を作らないといけない、と切々と訴えていました。

署名のお願い

皆様、川内原発、高浜原発について述べたところで、避難計画が今後重大な争点になるとお知らせしました。

避難計画を樹立する責任者は都道府県や市町村に委ねられており、北海道知事の責任は重大であると考えています。特に、私たちは、泊原発の再稼働が問題になったとき、知事が「同意」をしなければ稼働できないわけですから、知事が一方で再稼働に同意し、他方で住民の避難計画も満足に

できていない、となれば、住民への背信行為となります。

今や廃炉を求める訴訟と知事に避難計画ができないのであれば再稼働を認めるな、という署名活動は連動した活動になっています。

この署名活動は、泊原発の再稼働が断念されるまで続きます。特に今年は規制委員会の審査結果も出るとの報道もあり、私たちは、その時に知事に数十万の署名を突き付けようではありませんか。

お知らせ

忘れない3.11メモリアル講演会

日 時：2016年3月6日（日）午後1時30分（予定）

場 所：札幌市教育文化会館小ホール
（札幌市中央区北1条西13丁目）

講演者：大島堅一氏 立命館大学教授
著書／『原発のコスト－エネルギー転換への視点』など

次回口頭弁論

2016年5月17日（火）15：30～

※傍聴希望者は事前に事務局までお知らせください。

〔集 合〕14：20 大通公園西11丁目

〔集 会〕15：20～ 傍聴席抽選に外れた人対象

〔報告会〕16：30～17：30

〔会 場〕北海道高等学校教職員センター（南大通西12丁目）

訂正

ハイロニュース16号6ページ、2段目後ろから10行目を下記の通り訂正します。
「母乳を通して胎児に」→「母乳を通して乳児に」

連絡

さようなら原発北海道集会

日 時：3月13日（日）10：00～12：30

場 所：共済ホール（共済ビル6F）
札幌市中央区北4条西1丁目

講演1：北海道大学名誉教授 小野有五さん

講演2：北海道国立がんセンター名誉院長
西尾正道さん

報 告：「福島から避難の現状と課題」

宍戸隆子さん

デモパレード：11：20～12：30

主 催：「さようなら原発1000万人

アクション北海道」実行委員会

現在ハイロニュースはすべての会員へ発送し、ニュース発送代としてのお振込は、中止しております。同封の振込用紙は賛同金、カンパ金としてのお振込にご利用ください。